

令和6年度実施
大学機関別認証評価
評価報告書

筑波技術大学

令和7年3月

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

目次

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について	i
I 認証評価結果	1
II 基準ごとの評価	2
領域1 教育研究上の基本組織に関する基準	2
領域2 内部質保証に関する基準	4
領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準	7
領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準	10
領域5 学生の受入に関する基準	12
領域6 教育課程と学習成果に関する基準	14
付録1 認証評価共通基礎データ及び別紙一覧	
付録2 根拠資料一覧	
自己評価書	

1. 令和6年度に機構が実施した大学機関別認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が、大学からの求めに応じて実施する、大学の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）の目的は以下のとおりです。

- ・ 大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- ・ 大学それぞれの目的を踏まえて教育研究活動等の質の向上及び改善を促進し、個性を伸長すること。
- ・ 大学の教育研究活動等の状況について、社会の理解と支持が得られるよう支援すること。

2 評価の実施体制

評価を実施するにあたっては、国・公・私立大学の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者からなる大学機関別認証評価委員会（以下「評価委員会」という。）の下に、個別の大学の評価を実施するために、評価対象大学の状況に応じた評価部会等を編成し、評価を実施しました。

評価部会等には、対象大学の組織形態、教育研究内容等の状況に応じた各分野の専門家及び有識者を評価担当者として配置しました。

3 評価プロセスの概要

※ 評価は、おおむね以下のようなプロセスにより実施しました。

※ 令和6年度における実地調査（訪問調査）は、教育現場の視察及び学習環境の状況の現地調査と、大学関係者（責任者）等との面談のオンライン調査を併せて実施し、評価委員会において、従前に実施してきた実地調査と同等の調査であることを確認しました。

（1）大学における自己評価

各大学は、「自己評価実施要項」に従って、自己評価を実施し、自己評価書を作成しました。

（2）機構における評価

- ① 大学評価基準に定められた基準ごとに、自己評価書の内容の分析及び必要な事項の確認（書面調査）並びに訪問による実地調査（訪問調査）を踏まえ、その基準を満たしているか否かの判断を行うとともに、その理由を明示しました。
- ② 教育課程と学習成果に関する基準については、各教育課程の状況を踏まえて各学部・研究科等としての教育研究活動等の状況について分析し、それぞれの基準を満たしているか否かを判断しました。
- ③ 「改善を要する点」が認められた基準については満たしていないものと判断しました。
- ④ すべての基準を満たしている場合、大学評価基準に適合していると判断しました。満たしていない基準があった場合、すべての基準に係る状況を総合的に勘案して、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況が確認できた場合には大学評価基準に

適合していると判断しました。

- ⑤ 評価結果においては、大学評価基準に適合しているか否かの判断に併せて、「優れた点」を明示し、「改善を要する点」を指摘しました。重点評価項目として位置付ける内部質保証が優れて機能していると判断した場合には特に高く評価しました。

4 評価方法

評価は、書面調査及び訪問調査により実施しました。書面調査は、「評価実施手引書」に基づき、各大学が作成した自己評価書（根拠として提出された資料・データ等を含む。）の分析、及び機構が独自に調査・収集した資料・データ等により実施しました。訪問調査は、「訪問調査実施要項」に基づき、書面調査では確認できなかった事項等を中心に調査を実施しました。

5 評価のスケジュール

- (1) 機構は、令和5年6月に、国・公・私立大学の関係者に対し、大学機関別認証評価の仕組み、方法等について説明会を実施するとともに、自己評価担当者等に対し、自己評価書の記載等について研修会を実施しました。

また、令和5年9月までに申請した大学の求めに応じて、各大学の状況に即した自己評価書の作成に関する研修を実施しました。

- (2) 機構は、令和5年7月から9月にかけて申請を受け付け、最終的に以下の8大学の評価を実施しました。

○ 国立大学（6大学）

帯広畜産大学、筑波技術大学、東京学芸大学、東京芸術大学、富山大学、政策研究大学院大学

○ 私立大学（2大学）

大阪女学院大学、放送大学

- (3) 機構は、令和6年6月に、評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、評価の目的、内容及び方法等について研修を実施しました。

- (4) 機構は、令和6年6月末までに、対象大学から自己評価書の提出を受けました。

※ 自己評価書提出後の対象大学の評価は、次のとおり実施しました。

令和6年	
7月	書面調査の実施
8月	評価部会の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項及び訪問調査での役割分担の決定）
10月～11月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象大学の状況を調査）
令和7年	
1月	評価部会の開催（評価結果（原案）の作成）

- (5) 機構は、これらの調査結果を踏まえ、令和7年1月に評価委員会で評価結果（案）を決定しました。

(6) 機構は、対象大学に対して評価結果（案）に対する意見の申立ての機会を設け、令和7年3月の評価委員会での審議を経て最終的な評価結果を確定しました。

6 評価結果

令和6年度に認証評価を実施した8大学のすべてが、機構の定める大学評価基準に適合していると評価されました。

7 評価結果の公表

評価結果は、対象大学及びその設置者に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象大学ごとに「令和6年度実施大学機関別認証評価 評価報告書」として、ウェブサイト (<https://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。

8 大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（令和7年3月現在）

(1) 大学機関別認証評価委員会

アリソン・ピール	オックスフォード大学日本事務所代表
川嶋 太津夫	大阪大学特任教授（常勤）・ スチューデント・ライフサイクルサポートセンター長
加藤 映子	大阪女学院大学長
後藤 ひとみ	北海道教育大学理事
近藤 倫明	大学教育質保証・評価センター代表理事
○ 清水 一彦	松本大学・松本大学松商短期大学部学長
高田 邦昭	群馬県公立大学法人理事長
高橋 哲也	公立大学法人大阪理事、大阪公立大学副学長
戸田山 和久	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
鳥居 朋子	立命館大学教育開発推進機構教授
中根 正義	芝浦工業大学柏中学高等学校長
根本 武	アクセンチュア株式会社ビジネスコンサルティング本部 マネジング・ディレクター
◎ 日比谷 潤子	国際基督教大学名誉教授
藤田 佐和	高知県立大学看護学部教授
前田 早苗	千葉大学名誉教授
松本 美奈	Qラボ代表理事、ジャーナリスト、上智大学特任教授
三浦 浩喜	福島大学長
光田 好孝	大学改革支援・学位授与機構教授
山口 宏樹	大学入試センター理事長
吉田 文	早稲田大学教授

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 大学機関別認証評価委員会運営小委員会

近藤倫明	大学教育質保証・評価センター代表理事
高田邦昭	群馬県公立大学法人理事長
川嶋太津夫	大阪大学特任教授（常勤）・ スチューデント・ライフサイクルサポートセンター長
◎ 戸田山和久	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
光田好孝	大学改革支援・学位授与機構教授

※ ◎は主査

(3) 大学機関別認証評価委員会評価部会

(第1部会)

石田朋靖	高崎健康福祉大学長
◎ 近藤倫明	大学教育質保証・評価センター代表理事
柴田潤子	神戸大学教授
高倉喜信	京都大学副学長、白眉センター長
高島忠義	愛知県立大学名誉教授
竹内淑恵	法政大学教授
竹内啓博	公認会計士、税理士
寺澤良雄	公認会計士
戸田山和久	大学改革支援・学位授与機構教授研究開発部長
花屋実	群馬大学理事・副学長・教授
原田信志	熊本大学名誉教授
藤田佐和	高知県立大学看護学部教授
松原仁	京都橘大学教授
光田好孝	大学改革支援・学位授与機構教授
三矢麻理子	公認会計士
山岡洋	桜美林大学教授
山口正洋	高知大学教授
湯川嘉津美	上智大学特別契約教授

(第2部会)

石川准	静岡県立大学名誉教授
岩附信行	東京科学大学副理事・教授
加藤映子	大阪女学院大学長
後藤ひとみ	北海道教育大学理事
寫田敏行	大学改革支援・学位授与機構教授
◎ 高田邦昭	群馬県公立大学法人理事長
竹内啓博	公認会計士、税理士
寺澤良雄	公認会計士
戸田山和久	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
中村泰之	名古屋大学教授
三浦浩喜	福島大学長

光 田 好 孝 大学改革支援・学位授与機構教授
三 矢 麻理子 公認会計士
湯 川 嘉津美 上智大学特別契約教授

※ ◎は部会長

(4) 大学機関別認証評価委員会内部質保証専門部会

浅 野 茂 山形大学教授
◎ 川 嶋 太津夫 大阪大学特任教授（常勤）・スチューデント・
ライフサイクルサポートセンター長
小 湊 卓 夫 九州大学准教授
渋 井 進 大学改革支援・学位授与機構教授
鴫 田 敏 行 大学改革支援・学位授与機構教授
末 次 剛健志 長崎大学学生支援部留学支援課長
○ 高 橋 哲 也 公立大学法人大阪理事、大阪公立大学副学長
戸田山 和 久 大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
新 田 早 苗 琉球大学後援財団常務理事
林 隆 之 政策研究大学院大学教授
前 田 早 苗 千葉大学名誉教授
光 田 好 孝 大学改革支援・学位授与機構教授
毛 内 嘉 威 秋田公立美術大学理事・副学長
山 本 幸 一 明治大学研究推進部研究知財事務室副参事

※ ◎は部会長、○は副部会長

2. 評価結果について

「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、評価対象大学の教育研究等の総合的な状況が機構の定める大学評価基準に適合しているか否かを判断し、その旨及び判断の理由を記述しています。加えて、重点評価項目として位置付ける基準2-3において、内部質保証が優れて機能していると判断した場合には、その旨及び判断の理由として、「内部質保証が優れて機能している点」を記述しています。

大学評価基準の判断については、基準1-1から基準6-8の27基準すべてを満たしている場合には、大学評価基準に適合しているとし、27基準のうち、満たしていないものがあつた場合には、すべての基準に係る状況を総合的に勘案して、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況を確認の上、満たしているか否かの判断をし、その旨及び「改善を要する点」を記述しています。

ただし、重点評価項目として位置付ける基準2-1又は基準2-2を満たしていない場合には、大学評価基準に適合していないと判断し、その旨及び「改善を要する点」を記述しています。

また、上記結果と併せて、対象大学の目的に照らして、「優れた点」についても、記述しています。

「Ⅱ 基準ごとの評価」

「Ⅱ 基準ごとの評価」では、基準1-1から基準6-8において、当該基準を満たしているか否かの「評価結果」、「評価結果の根拠・理由」を記述しています。なお、当該基準を満たしていない場合には、「改善を要する点」を記述しています。

「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」

「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」では、評価結果の確定前に対象大学に通知した評価結果(案)に対しての意見の申立ての内容を転載するとともに、その対応を記述しています。なお、意見の申立てがない場合には、記載はありません。

※ 対象大学ごとの評価結果における用字用語の選択は、社会からの理解と支持が得られるよう支援する観点から、機構による評価結果における一貫性を重視して行っているため、大学固有の表現と一致しない場合があります。

I 認証評価結果

筑波技術大学の教育研究等の総合的な状況は、大学改革支援・学位授与機構が定める大学評価基準に適合している。

【判断の理由】

大学評価基準を構成する 27 の基準のうち、基準 5－3 を除くすべての基準を満たしている。

基準 5－3 については、以下の点において改善する必要があるが、重点評価項目基準 2－1 及び基準 2－2 を満たしており、かつ訪問調査によって収集した資料を含め総合的に勘案すれば、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況にある。

- 保健科学部及び技術科学研究科（修士課程）において、実入学者数が入学定員を大幅に下回っている。（基準 5－3）

また、優れた点として、次のことが挙げられる。

- 国際交流加速センターでは、障害のあるグローバル人材育成に向けた異文化コミュニケーション学習支援および外国語学習のさらなる充実の一環として、国際交流や海外留学、英語力の向上に関する事業を行っている。特に海外短期派遣では終了後の学生による報告において修学意欲の大幅な向上が見られた。令和 5 年度は講師を招いて国際交流講演会を 4 回実施した。うち 3 回は米国ギャロデット大学等から延べ 4 人の講師を招いて、聴覚障害学生向けで実施し、講師のアメリカ手話を日本手話に訳し日本手話を文字で表出することで学生の情報保障を行っている。なお、視覚障害学生向けの講演会では、学生の英語力向上のため、講師の音声英語のみで実施している。（基準 3－3、基準 6－8）

II 基準ごとの評価

領域1 教育研究上の基本組織に関する基準

基準1-1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること

【評価結果】 基準1-1を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

大学及びそれぞれの組織の目的を達成するために、以下の2学部及び1研究科を置いている。

[学士課程]

- ・産業技術学部（2学科：産業情報学科、総合デザイン学科）
- ・保健科学部（2学科：保健学科、情報システム学科）

[大学院課程]

- ・技術科学研究科（修士課程3専攻：産業技術学専攻、保健科学専攻、情報アクセシビリティ専攻）

基準1-2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること

【評価結果】 基準1-2を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員数は、認証評価共通基礎データ様式1のとおり、大学設置基準等各設置基準に定められた必要教員数以上が配置されている。

教員の年齢及び性別の構成は、別紙様式1-2-2のとおり、著しく偏っていない。

基準1-3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること

【評価結果】 基準1-3を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員は、学部、障害者高等教育研究支援センターに所属し、専門性に応じて学士課程、大学院課程の教育に従事している。

教育研究に係る責任者として、各学部に学部長、研究科については研究科長を置いている。

教育活動に係る事項を審議する組織として、教授会、運営委員会を置いている。

各学部の教授会は、当該学部等に所属する教授から構成され、学校教育法第93条に規定される事項等を審議している。研究科の教授会は、専攻等に所属し、研究指導を担当できる教授から構成され、学校教育法第93条に規定される事項等を審議している。

研究科においては、研究科長、産業技術学専攻長、保健科学専攻長、情報アクセシビリティ専攻

長等で組織される運営委員会を設置し、研究科に係る教育方針・教育計画の立案及び実施や研究科の各専攻教授会の審議事項に関し、専攻間の調整を行う必要のあるもの、その他研究科の教育研究に関する重要な事項に関し審議をしている。

各教授会等は、令和5年度には、別紙様式1-3-2のとおり開催されている。

教育研究評議会は、学長、学長が指名する理事、副学長、産業技術学部長及び保健科学部長、障害者高等教育研究支援センター長、保健科学部附属東西医学統合医療センター長、保健管理センター長、産業技術学部学部長補佐及び保健科学部学部長補佐、障害者高等教育研究支援センター副センター長、各学科長、専攻長及び副学科長、障害者高等教育研究支援センターの各部長、その他学長が指名する教授若干人から構成され、教育研究に関する重要事項を全学的見地から審議している。令和5年度には、別紙様式1-3-3のとおり開催されている。

教務委員会は、学長が指名する副学長、産業技術学部長、保健科学部長、障害者高等教育研究支援センター長、国際交流加速センター長、教職課程センター長、教務委員会規程第10条に規定する専門委員会の委員長、その他各部局から推薦され、学長が指名する者若干名から構成され、教育課程の編成に関する事項、教育の内部質保証に関する事項、教学マネジメントに関する事項、授業科目の履修に関する事項、期末試験に関する事項、学業成績の評価に関する事項、卒業の認定に関する事項、科目等履修生・特別聴講学生及び研究生に関する事項、その他教務に関する重要事項等を全学的な見地から審議する組織として設置されている。

領域 2 内部質保証に関する基準

基準 2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

【評価結果】 基準 2-1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

機関別内部質保証体制は以下のように整備されている。

学長を統括責任者とし、評価室長を自己点検・評価の責任者、評価室長、附属図書館長、情報処理通信センター長、施設環境防災委員長、学術・研究委員長、共生社会創成機構長、保健管理センター長、国際交流加速センター長、学生委員長、就職委員長、入学試験委員長、大学院入学試験委員長、教務委員長、研究科運営委員長、教職課程センター長、各部署の長をそれぞれの領域における改善及び向上活動の責任者としている。この体制における中核的な審議機関は評価室であり、その役割分担は内部質保証に関する規程及び評価室規程に明確に定めている。この体制における中核的な審議機関である評価室は、内部質保証体制を機能させるために情報を共有する必要がある学長が指名する副学長、産業技術学部長又は産業技術学部長補佐、保健科学部長又は保健科学部長補佐、障害者高等教育研究支援センター長又は副センター長、事務局の各課長、その他学長が指名する者若干名によって構成している。

それぞれの教育研究上の基本組織によって、すべての教育課程の質保証に責任をもつ体制を以下のように整備している。

産業技術学部においては、産業技術学部長を責任者としてその質保証を行っている。

保健科学部においては、保健科学部長を責任者としてその質保証を行っている。

技術科学研究科においては、技術科学研究科長を責任者としてその質保証を行っている。

施設設備に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

施設及び設備のうち、施設環境及び防災については施設環境防災委員長を責任者として施設環境防災委員会が、情報設備については、情報処理通信センター長を責任者として情報処理通信センターが、附属図書館については、附属図書館長を責任者として附属図書館が分担して質保証を行っている。その役割分担は、内部質保証に関する規程によって定めている。

学生支援に関する内部質保証体制は以下のように整備している。

学生支援に関する事項のうち、学生生活に関することは、学生委員長を責任者として学生委員会が、学生の就職支援については、就職委員長を責任者として就職委員会が、留学生の支援については、国際交流加速センター長を責任者として国際交流加速センターが、保健管理については、保健管理センター長を責任者として保健管理センターが分担して質保証を行っている。その役割分担は、内部質保証に関する規程によって定めている。

学生受入に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

学部の入学者選抜の在り方、入学者選抜方法等の策定、実施、検証については入学試験委員長を責任者として入学試験委員会が、大学院の入学者選抜の在り方、入学者選抜方法等の策定、実施、検証については大学院入学試験委員長を責任者として大学院入学試験委員会が、質保証を行っている。その役割分担は、内部質保証に関する規程によって定めている。

基準 2-2 【重点評価項目】 内部質保証のための手順が明確に規定されていること

【評価結果】 基準 2-2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること、教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること、学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていることを内部質保証体制において確認する手順は、内部質保証に関する規程の第 4 条第 5 項及び別表 3 に定めている。

同様に、すべての教育課程ごとに、基準 6-3 から基準 6-8 に照らした判断を行うことを内部質保証に関する規程の第 4 条第 5 項並びに別表 3 に定めている。

また、施設設備、学生支援、学生受入についても同様に、内部質保証に関する規程の第 4 条第 5 項並びに別表 3 に定めている。

関係者（学生、卒業（修了）生等）からの意見聴取については、内部質保証に関する規程の第 4 条第 4 項並びに別表 2 に定め、定期的実施することとしている。

機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順、承認された対応措置の計画を実施する手順及びその進捗を確認する手順は、すべての場合について、内部質保証に関する規程の第 4 条 7 項から 8 項、第 6 条に定めている。

基準 2-3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること

【評価結果】 基準 2-3 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

これまでの様々な評価結果に加えて、大学評価基準に則して自己点検・評価を行って課題点を抽出しており、自己点検・評価とそれに基づく改善及び向上の取組は別紙様式 2-3-1 のとおり実施され、その多くについて、対応済みあるいは対応中の状況にある。ただし、令和 5 年度の自己点検・評価は、令和 6 年 1 2 月末までに公表されていない。

基準 2-4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること

【評価結果】 基準 2-4 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しを行う際の検証は、内部質保証に関する規程の第 3 条第 6 項に基づき、統括責任者である学長が主宰する教育研究評議会、経営協議会、役員会において推進することとしている。共生社会創成学部の新設の際には、定めら

れた検討の過程を経て新設の申請が決定されている。

基準 2-5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること

【評価結果】 基準 2-5 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員の採用及び昇格等にあたって、教員選考基準規程、教育職員の選考に関する細則等を定め、必要に応じて候補者の教育研究能力に関して外部専門家の意見を徴し、模擬授業、セミナー、面接等を実施して評価することとしており、別紙様式 2-5-1 のとおり教員を採用・昇任させている。

教員の活動状況評価に関する規程、教員の活動状況評価に関する申合せ、年俸制業績評価に関する規程を策定し、別紙様式 2-5-2 のとおり教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施している。

教育職員の勤勉手当に係る勤務成績優秀者の選考について、教員の活動状況評価に関する規程に基づき、昇給に反映する等、別紙様式 2-5-3 のとおり評価結果を教員の処遇等に反映している。

授業の内容及び方法の改善を図るため、別紙様式 2-5-4 のとおり、FD講演会、教育方法改善に関する研修会等を組織的に実施している。

教育活動を展開するため、別紙様式 2-5-5 のとおり教務関係や厚生補導等を担う職員、教育活動の支援や補助等を行う職員、図書館の業務に従事する職員、TA、SAを配置し、活用している。

教育支援者や指導補助者（教育補助者）の質の維持・向上のため、別紙様式 2-5-6 のとおり、学生生活研究会、FD・SD研修会、教職課程FD・SD、図書館等職員著作権実務講習会、TA・SA研修を実施し、必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施している。

領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

基準3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること

【評価結果】 基準3-1を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

国立大学法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監査報告書及び会計監査報告書を作成し、文部科学大臣に提出され、その承認を受けている。

また、別紙様式3-1-2のとおり、教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行している。

基準3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること

【評価結果】 基準3-2を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

管理運営のために、役員会、経営協議会、教育研究評議会を設置している。

役員会は、学長及び理事で構成され、中期目標についての意見に関する事項、文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項、予算の作成及び執行並びに決算に関する事項、大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項、その他役員会が定める重要事項等を審議している。

経営協議会は、学長、学長が指名する理事及び副学長、学長が指名する職員、本法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命するものから構成され、中期目標についての意見に関する事項のうち、法人の経営に関するもの、中期計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの、学則(法人の経営に関する部分に限る。)、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項、予算の作成及び執行並びに決算に関する事項、組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項、その他法人の経営に関する重要事項を審議している。

法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組については、別紙様式3-2-2のとおり、体制を整備している。

情報公開、個人情報保護、公益通報者保護、ハラスメント防止、安全保障輸出管理、生命倫理、動物実験の法令遵守事項について規定し、責任・実施体制を整備している。情報公開、個人情報保護、公益通報者保護、ハラスメント防止、安全保障輸出管理、生命倫理、動物実験は大学戦略課が責任部署となっている。

危機管理として、防火・防災、情報セキュリティ、研究費等不正使用、研究活動に係る不正行為防止、学生危機対応について規定し、責任・実施体制を整備している。防火・防災は大学戦略課、財務課、視覚障害系支援課、情報セキュリティ、学生危機対応は大学戦略課、研究費等不正使用、研究活動に係る不正行為防止は財務課、大学戦略課が責任部署となっている。

基準 3-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること

【評価結果】 基準 3-3 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

事務組織規程に基づき、事務組織を設置している。

別紙様式 3-3-1 のとおり、常勤 60 人、非常勤 23 人を配置している。

基準 3-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること

【評価結果】 基準 3-4 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

別紙様式 3-4-1 のとおり、教員及び事務職員等が教職課程センター、安全衛生委員会、保健管理センター運営委員会、全学情報システム運用委員会等の構成員として協働して意思決定に参加している。

管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、別紙様式 3-4-2 のとおり、ハラスメント防止研修（227 人参加）、コンプライアンス教育用コンテンツの受講（94 人参加）、研究倫理教育講演会（71 人参加）等を実施している。

基準 3-5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること

【評価結果】 基準 3-5 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

国立大学法人法に基づき、監事 2 人（常勤 1 人、非常勤 1 人）を置いている。監事は、監事監査規則に基づき、監査計画を作成の上、監事監査を実施し、学長に報告を行っている。

会計監査人による監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施している。

内部監査については、他の部門から独立した監査室が、監査室規程、内部監査に関する申合せに基づき、財産の保全及び経営効率の向上を図り内部監査を行っている。監査室長は、監査の基本方針、監査項目、監査概要その他必要事項を記載した監査計画書を作成し、監査終了後は、監査報告書を作成し、学長に報告している。

監事、会計監査人及び監査室は、会計監査人による監査に関する説明、学長及び理事並びに監事による意見交換会、学長及び理事並びに会計監査人による面談を実施し、監査内容、結果等について意見交換を行い、情報共有や相互連携を図っている。

基準 3-6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること

【評価結果】 基準 3-6 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

法令等が公表を求める事項を、別紙様式 3-6-1 のとおり公表している。

領域 4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

基準 4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

【評価結果】 基準 4-1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

天久保キャンパス（つくば市天久保）、春日キャンパス（同市春日）の2キャンパスを有し、その校地面積は計 67,451 m²、校舎等の施設面積は計 17,281 m²であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

また、各キャンパス等での教育の実施状況については、別紙様式 4-1-1 のとおりであり、春日キャンパスに在籍する視覚障害の学生が、天久保キャンパスで実施する教職課程及び技術科学研究科情報アクセシビリティ専攻の授業を受講するに当たり、移動の不便さを補助するため、契約タクシーの運行などの配慮を行っている。

また、プールを使用した体育講義のため、産業技術学部の学生が春日キャンパスへ移動するに当たり、交通事情の不便さを解消するため、学内マイクロバスを運行するなどの配慮を行っている。

法令が定める附属施設については、別紙様式 4-1-2 のとおり、産業技術学部に特殊実験棟 1 階実験工場を設置している。

別紙様式 4-1-3 のとおり、施設・設備における安全性について配慮している。天久保キャンパス及び春日キャンパスの耐震化率はそれぞれ 100% である。バリアフリー化については、天久保キャンパスの校舎棟エレベーターには、聴覚障害者に配慮して、内部にインターホン及び目視で確認するためのカメラ及びモニターを設置する等配慮している。また、両キャンパスにて、校舎棟各階のトイレを和式から洋式へ改修し、自動水栓や自動照明を取り入れ、多目的トイレを整備したほか、点字ブロック補修、3色点滅フラッシュランプ配置の見直し等を行っている。

施設・設備の老朽化への対応については、両キャンパスにおいて、給排水設備の改修、共用棟のボイラー更新や老朽化に伴う自家発電設備、消防設備を更新するなどの配慮している。安全防犯面については、主な出入口等に防犯用の監視カメラを（天久保キャンパスに 62 台、春日キャンパスに 46 台）設置する等、配慮している。

I C T 環境については、学内ネットワークを整備し、活用している。

附属図書館については、天久保キャンパスに聴覚障害系図書館、春日キャンパスに視覚障害系図書館を設置しており、延面積 1,279 m²、閲覧座席数は 70 席である。原則として 8 時 50 分から 20 時 30 分まで開館している。令和 6 年 5 月 1 日現在の蔵書数は、図書 91,964 冊、学術雑誌 1,100 種、電子ジャーナル 2,198 種である。

自主的学習環境については、別紙様式 4-1-6 のとおり、共同学修室、聴覚障害系図書館ラーニングコモンズ及び視覚障害系図書館共同学修室等が整備され、利用されている。

基準 4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること

【評価結果】 基準 4-2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制として、保健管理センター、就職委員会を設置し、別紙様式 4-2-1 のとおり対応している。各種ハラスメントに関しては、「学生に係る人権問題等に対応するための苦情相談窓口の取扱いについて」等に基づき、苦情相談窓口が、学生委員会と連携しハラスメント等に関する相談に対応している。

34 団体が課外活動を行っており、そのための施設として、別紙様式 4-2-2 のとおり、課外活動施設を整備し、運営資金支給、備品貸与を行っている。

留学生への生活支援等は、入学料・授業料の減免や個別相談、チューター等の生活支援など、すべての学生に障害に係る支援を行うとともに、学生が少人数であることから個別に必要な事項を把握して対応するなど、別紙様式 4-2-3 のとおり体制を整備している。

障害のある学生への生活支援等は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づき対応要領等を定め、別紙様式 4-2-4 のとおり、学生寄宿舍生活の支援等を行っている。また、学部学生は全員が障害学生であることから、支援全般が障害に配慮したものとなっている。

学生に対する経済面での援助は、別紙様式 4-2-5 のとおり、入学料、授業料の免除、寄宿舍の整備等を行っている。

領域5 学生の受入に関する基準

基準5-1 学生受入方針が明確に定められていること

【評価結果】 基準5-1を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学生受入方針については、すべての学部及び技術科学研究科において「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方が明示されている。

基準5-2 学生の受入が適切に実施されていること

【評価結果】 基準5-2を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学生受入方針に沿った学生を確保するために、別紙様式5-2-1のとおり入試を行っている。

実施体制については、入学試験委員会、大学院入学試験委員会を置いている。さらに、入学試験委員会の下に聴覚障害系入学試験実施委員会及び視覚障害系入学試験実施委員会が、大学院入学試験委員会の下に産業技術学専攻、保健科学専攻及び情報アクセシビリティ専攻ごとに、大学院入学試験実施委員会が設置されている。

入学者選抜全般の状況に関する自己点検・評価等を行っており、具体的には、入試区分ごとの募集人員の変更等の改善を行っている。

基準5-3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること

【評価結果】 基準5-3を満たしていない。

【改善を要する点】

保健科学部及び技術科学研究科（修士課程）において、実入学者数が入学定員を大幅に下回っている。

【評価結果の根拠・理由】

令和2年度から令和6年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。

[学士課程]

- ・産業技術学部：0.93倍
- ・保健科学部：0.62倍

[修士課程]

- ・技術科学研究科：0.63倍

保健科学部（学士課程）において、実入学者数が入学定員を大幅に下回っている。
また、技術科学研究科（修士課程）において、実入学者数が入学定員を大幅に下回っている。

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること

【評価結果】 基準 6-1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

すべての学部及び技術科学研究科において、学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定している。

基準 6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

【評価結果】 基準 6-2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

すべての学部及び技術科学研究科において、教育課程方針に学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示しており、教育課程方針が学位授与方針と整合性を有している。

基準 6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

【評価結果】 基準 6-3 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

すべての学部及び技術科学研究科において、教育課程の編成が、体系性を有しており、授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっている。

他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定においては、認定に関する規定を法令に従い「学部学生の他大学等における学修による単位等及び入学前既修得単位等の認定に関する規程」及び「単位互換による授業科目の履修に関する取扱要項」及び「大学院における他の大学院の授業科目を履修する学生の取扱いに関する規程」並びに「大学院学生の他の大学の大学院において修得した単位及び入学前の既修得単位の認定に関する規程」で定めている。

技術科学研究科において、学位論文の作成等に係る指導に関し、指導教員を定めるなど明確な指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしている。

基準 6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

【評価結果】 基準 6-4 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

大学として、1年間の授業を行う期間が原則として 35 週にわたるものとなっており、すべての学部及び技術科学研究科において、各科目の授業期間が原則として 15 週又は 8 週にわたるものとなっている。

すべての学部及び技術科学研究科の授業科目において、適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対してシラバスによって明示されている。なお、自己評価書提出時点には、シラバスに記載が十分ではない内容があったが、令和 6 年 11 月までに改めて成績評価の客観性・厳格性の担保について授業担当教員に通知を行うとともに、既にシラバスの記載状況を検証及び改善する体制も整備されていることから、シラバスチェックの適正化が図られている。

すべての学部及び技術科学研究科において、教育上主要と認める授業科目は、別紙様式 6-4-4 のとおり、原則として専任の教授・准教授が担当している。

基準 6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること

【評価結果】 基準 6-5 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

すべての学部及び技術科学研究科において、次のとおり履修指導、支援を行っている。

学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、別紙様式 6-5-1 のとおり、指導、助言を行っている。

学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、別紙様式 6-5-2 のとおり、助言、支援を行っている。

社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を、別紙様式 6-5-3 のとおり実施している。

障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を、別紙様式 6-5-4 のとおり整えている。

基準 6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

【評価結果】 基準 6-6 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、大学として策定し、学生に周知している。

すべての学部及び技術科学研究科において、成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認している。

すべての学部及び技術科学研究科において、成績に対する異議申立て制度を組織的に設けている。

基準 6－7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること

【評価結果】 基準 6－7 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

すべての学部及び技術科学研究科において、大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業（修了）要件を組織的に策定し、学生に周知している。

技術科学研究科においては、学位論文評価基準を組織として策定し、学生に周知している。

すべての学部及び技術科学研究科における卒業（修了）の認定を、策定した要件に則して組織的に実施している。

基準 6－8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

【評価結果】 基準 6－8 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

過去 5 年における標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率は、別紙様式 6－8－1 のとおり、資格の取得状況は、根拠資料 6-8-1-02 のとおり、就職及び進学の状況は、別紙様式 6－8－2 のとおりであり、すべての学部及び技術科学研究科について、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にある。なお、産業技術学部、保健科学部においては、学生の障害の状態の変化や、学内にない専門分野への関心が高まった学生の意向を尊重した進路指導により退学者が生じている影響で標準修業年限内の卒業率が相対的に低くなっている。

卒業（修了）時の学生、卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生、就職先等からの意見聴取の結果によれば、すべての学部及び技術科学研究科について、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られている。